

# 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

山形県立上山高等養護学校は、知的障がいのある生徒を対象とした高等部を設置し、社会自立に必要な能力や態度を養うため、職業教育に力を入れた特別支援学校である。

一方、山形県立山形盲学校は、県内全域を通学区域とし、視覚障がいのある幼児児童生徒を対象とした幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科を設置する県内唯一の視覚障がいの特別支援学校である。

山形県立上山高等養護学校と山形県立山形盲学校は、校舎建築後 50 年以上経過しており、施設設備の老朽化が深刻化している。これに加え、山形県立上山高等養護学校では、耐震性不足から使用できない校舎が一部あり、学習活動が制限されているため教育環境の改善が必要な状況である。

また、山形県立山形盲学校寄宿舎は、平成 29 年度の調査で活断層の直上にあることが判明したことから、機能移転している状況である。

これらの課題を解決するため、令和 2 年 8 月に「特別支援学校の校舎等整備計画」を策定し、山形県立上山高等養護学校の校地に山形県立山形盲学校を併置し、両校を改築することとした。

この目的を実現する施設整備となるよう、創造性、技術力などに優れた設計業務委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務委託名

山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業基本及び実施設計業務委託

### (2) 業務内容

山形県上市市宮脇地内に計画している山形県立上山高等養護学校・山形盲学校の基本設計及び実施設計業務一式

(敷地内に計画するグラウンド、スクールバス車庫等外構については、配置計画までを行う。)

### (3) 予定委託料 (限度額)

278,443,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※予定委託料の算定にあたっては、構造を木造 (体育館を除く。) としているため、技術提案書の提案が採用され、木造以外の構造となる場合は、別途協議を行うものとする。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日 (金) まで

※工事の概算金額を令和 6 年 8 月末までに提出すること。

### (5) 事業概要

施設名 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校

建設予定地 山形県上市市宮脇地内

敷地面積 約 24,024 m<sup>2</sup>

施設規模 約 11,891 m<sup>2</sup> (予定)

### 3 担当部局

(全般)

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局教育政策課学校施設担当

電話番号 023-630-2915

FAX番号 023-630-2998

(参加資格・技術資料・技術提案に関すること)

山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当

電話番号 023-630-2856

FAX番号 023-630-2672

電子メール ホームページ下部に記載の「お問い合わせはこちら」

### 4 日程

- ・公告 令和5年6月9日(金)
- ・募集要領等の交付期間 令和5年6月9日(金)～令和5年8月24日(木)
- ・参加表明書等に係る質問書の提出期限 令和5年6月15日(木)
- ・参加表明書等に係る質問書の回答 令和5年6月20日(火)までに行う。
- ・参加表明書等の提出期限 令和5年6月23日(金)
- ・第一次審査 令和5年6月28日(水)(予定)
- ・参加資格及び技術資料の審査結果通知及び技術提案書の提出の要請  
令和5年7月5日(水)までに行う。
- ・技術提案書に係る質問書の提出期限 令和5年7月12日(水)
- ・技術提案書に係る質問書の回答 令和5年7月19日(水)までに行う。
- ・技術提案書の提出期限 令和5年8月24日(木)
- ・第二次審査 令和5年9月7日(木)(予定)
- ・第二次審査の結果通知 令和5年9月中旬(予定)

### 5 参加者の資格

技術提案書の提出者(以下「参加者」という。)は、(1)に掲げる要件を満たす単体企業又は(2)に掲げる要件を満たす設計共同体であって、(3)に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

エ 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。)第125条第5項の競争入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業務に登録されていること。

オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと(施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当

する者を除く。)

(ア) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められること。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められること。

(キ) 受注者が、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと認められること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、エの要件に関する審査を受けた者であること。

ク 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル方式設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。

ケ イの登録に係る一級建築士事務所に属する一級建築士が5名以上いること。

コ 平成25年4月1日からこの公告の前日までの間に延床面積6,000㎡以上の教育施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二 建築物の類型七に該当する教育施設（幼稚園を除く。）をいう。以下同じ。）の新築又は改築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。）に係る工事の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。）を実施（業務委託契約を締結し現在業務を行っているものも含む。）した実績を有する者であること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 2者で構成する設計共同体であること。

- イ 設計共同体の全ての構成員が、(1) のアからクまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ウ 設計共同体の代表構成員が、(1) のケ及びコに掲げる要件を満たす者であること。
  - エ 設計共同体の構成員が他の設計共同体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加していないこと。
  - オ 設計共同体の構成員の(1) のイの登録に係る一級建築士事務所が他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
  - カ 設計共同体の構成員が官公需適格組合でないこと。
- (3) 本業務の履行に当たり次に掲げる要件を全て満たすことのできる者であること。
- ア 管理技術者及び総合担当主任技術者として一級建築士を配置できること。
  - イ 参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係(公告の日時点で、3月以上継続しているものに限る。)にある者を管理技術者として配置できること。
  - ウ 管理技術者及び各担当主任技術者を兼務させずに各1名ずつ配置できること。

## 6 募集要領等の交付

### (1) 交付する資料

- ア 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル募集要領
- イ 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル技術提案を求める評価テーマ
- ウ 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領
- エ 山形県立上山高等養護学校校舎案内配置図・平面図
- オ 山形県立山形盲学校校舎案内配置図・平面図
- カ 山形県立上山高等養護学校学校概要
- キ 山形県立山形盲学校学校概要
- ク 特別支援学校の校舎等整備計画
- ケ 山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業の概要
- コ 建築設計業務委託契約書
- サ 山形県建築設計業務委託共通仕様書
- シ 上山市防災ファイル【防災地図編】P24、P25  
(<https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/2/bousaifail.html>)
- ス 山形広域都市計画図(上山地区)  
(<https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/12/km201300329.html>)
- セ やまがたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針  
(<https://www.pref.yamagata.jp/140023/2022323.html>)

### (2) 交付場所

山形県のホームページにより行う。

([https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsu\\_jouhou/nyuusatsu\\_jouhou/proposal/index.html](https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsu_jouhou/nyuusatsu_jouhou/proposal/index.html))

7 参加表明書及び技術資料（以下「参加表明書等」という。）の作成及び記載上の留意事項  
本プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり、参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 参加資格調書（様式2-1・2-2）
- ウ 管理技術者の経歴等（様式3）
- エ 各担当主任技術者の経歴等（様式4-1～4-4）
- オ 協力事務所の名称等（様式5）

なお、イからオまでを「技術資料」という。

(2) 提出期限 令和5年6月23日（金）午後4時

(3) 提出先 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当（山形県の休日を定める条例（平成元年3月22日山形県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、提出時間は午前8時30分から午後5時までとする。なお、提出期間の最終日にあつては、午後4時までとする。）

(4) 提出部数 正本1部、副本15部（左上ダブルクリップ止めとする。）

(5) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）とする。

(6) 作成要領及び注意事項

山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）に従い作成すること。

(7) 参加表明書等の無効

提出書類について、本募集要領及び提出書類作成要領（以下「本募集要領等」という。）に適合しない場合は、無効とすることがある。

(8) その他 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

8 参加表明書等に係る質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問書の様式 様式9による。

イ 提出期限 令和5年6月15日（木）午後4時

ウ 提出先 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当（県の休日を除き、提出時間は午前8時30分から午後5時までとする。なお、提出期間の最終日にあつては、午後4時までとする。）

エ 提出方法 持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）又は電子メール（受信を電話で確認すること。）とする。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和5年6月20日（火）までに山形県のホームページにより行う。

（<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/proposal/index.html>）

## 9 技術提案書の提出の要請

参加表明書等の提出者の参加資格及び技術資料を審査した後、審査結果通知及び技術提案書提出の要請を令和5年7月5日（水）までに行う。

## 10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提出書類

- ア 技術提案書（様式6）
- イ 業務実施方針及び手法（様式7）
- ウ 評価テーマに対する技術提案（様式8）

なお、アからウまでを「技術提案書」という。

### (2) 技術提案を求める評価テーマ

山形県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備事業設計業務公募型プロポーザル技術提案を求める評価テーマによる。

### (3) 提出期限 令和5年8月24日（木）午後4時

### (4) 提出先 7（3）による。

### (5) 提出部数 7（4）による。

### (6) 提出方法 7（5）による。

### (7) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとする。

なお、技術提案書が、本募集要領等に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

### (8) 作成要領及び注意事項 提出書類作成要領に従い作成すること。

### (9) 技術提案書の評価における視覚的表現について

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。**表現の許容範囲は、平成30年4月2日付け大臣官房官庁営繕部事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」を参照すること。**
- ウ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- エ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- オ 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。
- カ 参加者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

## 1 1 技術提案書に係る質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

- ア 質問書の様式 様式 10 による。
- イ 提出期限 令和 5 年 7 月 12 日 (水) 午後 4 時
- ウ 提出先 8 (1) ウによる
- エ 提出方法 8 (1) エによる

### (2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 5 年 7 月 19 日 (水) までに山形県のホームページにより行う。  
(<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/proposal/index.html>)

## 1 2 第一次審査 (参加資格及び技術資料の書類審査による第二次審査参加者の選定)

### (1) 評価基準

第二次審査参加者を選定するための評価基準、判断基準、並びに評価のウェイトは別表 1 のとおりとする。

### (2) 選定

第二次審査参加者の選定は、次に掲げる者で構成する選定委員会が行い、評価の合計点の高いものから第二次審査参加者を 5 者程度選定する。

#### <選定委員会委員>

- 佐藤 慎也 (山形大学学術研究院教授)
- 松村 達夫 (東北地方整備局宮繕部整備課長)
- 庄司 雅人 (山形県教育局長)
- 飯野 明 (山形県立山形盲学校校長)
- 高橋 真琴 (山形県立上山高等養護学校校長)
- 長谷川 学 (山形県県土整備部建築住宅課宮繕室長)

### (3) 結果の通知及び非選定理由の説明

- ア 審査結果は参加表明書等を提出した全ての者に対し、書面により通知する。
- イ 第二次審査参加者に選定された者には、選定した旨の通知を送付する。
- ウ 第二次審査参加者として選定されなかった者には、選定しなかったことを書面により通知する。
- エ 上記ウの通知を受けた者は、通知を受けた日から 7 日 (県の休日を除く。) 以内に書面 (書式自由。ただし、A 4 判) により、山形県教育委員会教育長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- オ 非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により行う。
- カ 非選定理由の説明請求の受付場所は山形県県土整備部建築住宅課宮繕室建築技術担当による (県の休日を除き、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。)

### 1 3 ヒアリング

第二次審査参加者に対して、技術提案書に関するヒアリングを求める。

#### (1) 日程等

ア 実施場所 山形県庁（予定）

イ 実施期日 令和5年9月7日（木）（予定）

ウ 出席者 出席者は管理技術者と各担当主任技術者で構成し、人数は3名以内とする。  
なお、原則として、代理は認めない。

エ その他 ヒアリングの詳細は別途通知する。

#### (2) 留意事項

ア ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。

イ 提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提案を無効とする。

ウ ヒアリング時の追加資料は受理しない。

### 1 4 第二次審査（技術提案書の評価による最優秀者の特定）

#### (1) 評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは別表2のとおりとする。

#### (2) 特定

技術提案書の評価は、12(2)の選定委員会が行い、技術提案書を提出した者の中から、一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計点が最上位である者（以下「最優秀者」という。）を1者特定するほか、次に合計点が高い者（以下「優秀者」という。）を次点として特定する。

#### (3) 結果の通知及び非特定理由の説明

ア 審査結果は全ての参加者に対し、書面により通知する。

イ 最優秀者と業務委託契約の締結を行う。

ウ 特定されなかった者は、上記アの通知を受けた日から7日（県の休日を除く。）以内に書面（書式自由。ただしA4判）により、山形県教育委員会教育長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

エ 非特定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

オ 非特定理由の説明請求の受付場所は山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当による（県の休日を除き、受付時間は午前9時から午後4時までとする。）。

#### (4) 次点の繰上

(3)イで契約締結に至らなかった場合は、優秀者と契約の締結を行う。

### 1 5 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法等が本募集要領等に適合しなかった者。

(2) 提出書類に虚偽の記載や選定委員会委員への接触、その他不正の行為をした者。

なお、虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結日までの間に、指名停止の措置を受けた者。

(4) プレゼンテーションの実施に当たり、特別な理由がないにもかかわらず参加しなかった者

又は指定した時間に遅れた者。

(5) 技術提案書に提案者が特定できる語句、記号等を記載した者。

(6) その他本募集要領等に定める手続き、方法等を遵守しなかった者。

#### 1.6 受注資格の喪失

本業務の契約の相手方となった者（協力事務所を含む。）が製造業及び建設業と資本及び人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の事業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

#### 1.7 現地視察について

(1) 3 担当部局において、現地での説明会等を行わない。

(2) 参加者が独自に現地視察を行う場合は、山形県立上山高等養護学校（電話番号 023-672-3841）、山形県立山形盲学校（電話番号 023-672-4117）に事前に連絡し、指示に従うこと。また、学校関係者及び近隣の住民に迷惑が掛からないよう十分注意すること。

#### 1.8 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 契約書は、最優秀者特定後、業務委託契約時に作成する。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当による。

(4) 5（1）エに掲げる要件を満たさない者も7の参加表明書等を提出することができるが、第一次審査に参加するためには、参加表明書等の提出期限までに入札参加資格審査申請書類を提出し、技術提案書の提出期限までに当該要件を満たす必要がある。

(5) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(6) 参加表明書等及び技術提案書（以下「提出書類」という。）の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、提出者に無断で使用しないものとする。

なお、技術提案書の選定において、技術提案書を公表する場合がある。

ウ 技術提案書の提出後は、原則として、技術資料及び技術提案書に記載した内容の変更は、認めない。

また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を充てることとし、発注者の承諾を得なければならない。

エ 提出書類は、本プロポーザルに必要な範囲で複製を作製することがある。

(7) 本募集要領の手続における第二次審査参加者の選定、最優秀者の特定及びその他の手続に関し、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年6月県告示第681号）により、山形県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

(8) 提出書類の提出は参加者1者につき1案とする。

- (9) 参加者が1者のみの場合であっても、評価基準等に従って評価を実施し、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、最も優れた提案として特定し、委託契約を締結する。
- (10) 本募集要領の業務の契約は、本手続により特定された者を行う予定であるが、特定された者が、施行令第167条の4第1項各号の規定に該当することとなった場合、その者については契約の締結を行わないことがある。

(別表1) 技術資料評価基準

1 評価項目

	評価項目	評価の着目点				評価のウェイト	
		判断基準					小計
技術資料	資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	担当主任技術者	総合	8	20
					構造	4	
					電気	4	
					機械	4	
	技術力	平成25年4月1日から公告日の前日までに実施(業務委託契約を締結し、現在業務を行っているものも含む)した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当主任技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●担当主任技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当主任技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		20	50
				担当主任技術者	総合	15	
					構造	5	
					電気	5	
						機械	5
	合計						

## 2 評価方法

### (1) 資格

各技術者について、保有資格が下表のいずれかであるかにより評価点を決定し、ウェイトを乗じる。

分担業務分野	評価する資格	評価点
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他の資格	0.2
構造	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他の資格	0.2
電気	建築設備士、技術士、一級建築士	1.0
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士、その他の資格	0.2
機械	建築設備士、技術士、一級建築士	1.0
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士、その他の資格	0.2

- ・海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。
- ・複数の資格を有する場合、最高の評価点となるもののみを評価し、評価点は重複して加算しない。
- ・「技術士」は、以下の資格を有する者のみ評価する。
  - (1) 担当する分担業務分野が電気の場合…電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）の資格
  - (2) 担当する分担業務分野が機械の場合…機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体力学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体力学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）の資格
- ・「その他の資格」とは、当該分野における技術者資格とする。
- ・「建築士」は、資料提出時点において建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 37 第 1 項「1 一級建築士定期講習」の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、評価しない。

(2) 技術力

技術者ごとに、下表の a × b により評価点を決定し、ウェイトを乗じる。

技術者の別		a 過去の業務の種類		b 過去の業務での立場		
		同種業務	類似業務	管理技術者	担当主任技術者	担当技術者
管理技術者		1.0	0.5	1.0	0.5	0.25
担当主任 技術者の 分担業務 分野	総合	1.0	0.5	1.0	1.0	0.5
	構造	1.0	0.5	1.0	1.0	0.5
	電気	1.0	0.5	1.0	1.0	0.5
	機械	1.0	0.5	1.0	1.0	0.5

○同種・類似業務

	用途	規模
同種業務	教育施設	延床面積 12,000 m <sup>2</sup> 以上
類似業務	教育施設	延床面積 8,400 m <sup>2</sup> 以上

- ・教育施設とは、平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 建築物の類型七に該当する教育施設（幼稚園を除く。）をいう。

(別表2) 技術提案書評価基準

1 評価項目

	評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準		
技術提案書	業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	16
		業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	24
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	30
		②	テーマ②について、同上。	30
		③	テーマ③について、同上。	30
合計				130

## 2 評価方法

技術提案書の内容及びヒアリングの結果から選定委員会各委員が3段階で評価した平均により評価点を決定し、ウェイトを乗じる。

評価の着目点	評価事項	各委員の評価点		
		1.0	0.5	0
業務の理解度 及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の 理解度、積極性	極めて 良好	良好	普通
実施方針の的確性・ 独創性・実現性	業務の取組体制、設計チーム の特徴(協力体制・業務分担 体制等)、特に重視する設計 上の配慮事項等について、的 確性、独創性、実現性等を総 合的に判断する。	極めて 高い	高い	普通
評価テーマに対する 技術提案の的確性・ 独創性・実現性	設定したテーマに対する技術 提案について、的確性(与条 件との整合性が取れているか 等)、独創性(工学的知見に 基づく独創的な提案がされて いるか等)、実現性(提案内容 が理論的に裏付けられてお り、説得力のある提案となっ ているか等)を考慮して各提案 ごとに総合的に判断する。	極めて 高い	高い	普通